

発達障害者の雇用支援について

1. 発達障害とは

通常低年齢で発現する脳機能の障害

〔主なもの〕

自閉症

- ・言葉の発達やコミュニケーションの障害
- ・対人関係や社会性の障害
- ・パターン化した行動、こだわり

アスペルガー障害

- ・基本的に、言葉の発達の遅れはない
- ・コミュニケーションの障害
- ・対人関係や社会性の障害
- ・パターン化した行動、興味や関心のかたより
- ・不器用(言語発達に比して)

学習障害(LD)

- ・読む、書く、計算する等に障害

注意欠陥(AD) 多動性障害(HD)

- ・不注意
- ・多動、多弁
- ・衝動的に行動する

※小・中学校の通常学級において発達障害等で特別な教育的支援を必要とする児童生徒が、
約6%在籍(文部科学省による調査)

2. 発達障害者の雇用支援施策

〔発達障害者を対象とした支援施策〕

(1) 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム（平成19年度新規）

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

(2) 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、新たに、発達障害者と支援による体験交流会を開催する。

(3) 発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

【（独）高齢・障害者雇用支援機構交付金事業】

(4) 発達障害者支援センターの就労支援担当者等に対する研修の実施（平成19年度新規）

【（独）高齢・障害者雇用支援機構交付金事業】

〔発達障害者の職業リハビリテーション利用状況〕

- ハローワークにおいて、ケースワーク方式により、個々の障害者の能力・適性等に応じた、きめ細かな職業相談・職業紹介等を実施。

また、発達障害者支援センターと連携・協力体制を構築し、就労支援を実施。

- ◆発達障害者の職業紹介状況

(専門医による診断または専門機関において発達障害が認められるとの指摘を受けた者であり、障害者手帳を取得していない者)

新規求職者数 平成18年度 284人(前年比 53.5%増)

就職件数 平成18年度 110人(前年比 90.0%増) (平成18年度職業安定業務統計)

- 地域障害者職業センターにおいて、ハローワークとの連携の上、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な職業リハビリテーションを実施

- ◆障害者手帳のない発達障害者の状況

センター利用者数 平成18年度 583人(前年比 38.2%増)

※ 発達障害者においても、障害者手帳の有無にかかわらず、障害者試行雇用(トライアル雇用)、ジョブコーチ支援、障害者就業・生活支援センター事業の利用が可能となっている。

〔障害者手帳を取得していない発達障害者の状況〕

- ・ジョブコーチ支援

平成18年度支援対象者数 36人(前年比33.3%増)

- ・障害者就業・生活支援センター利用者数

平成18年度 298人